議　事　録

１．日　時　　令和８年９月２４日　　開会　午後２時００分～

２．場　所　　西庁舎４階　　監査委員室

３．出席委員

１番　立花　吉廣	２番　藤田　正子	３番　竹内　博之
４番　山端　昌明	５番　梅田　和明	６番　寺嶋　　実
７番　榎本　尚之	８番　松井　謙介	９番　中島　繁樹
１０番　山本　建樹	１１番　石井　義久	１２番　池田　賢治
１３番　荻野　俊明	１４番　齊藤　政人	

以上　１４名

４．欠席委員

以上　　０名

５．出席推進委員

井上　廣文　　水田　秀樹　　荻野　雅章
田中　真洋　　西海　邦雄

以上　　５名

６．事務局

松浦事務局長　　岸本係長　　宮本事務職員

以上　　３名

７．議　事

議事内容

議案第３０号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと
議案第３１号　農用地利用集積等促進計画案承認のこと
報告第２６号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第２７号　同　法第５条第１項第６号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

―　山本会長が議長に就任する　―

山本議長：　ただ今から第４回明石市農業委員会を始めます。
本日の出席委員数ですが、委員１４名中、１４名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。
次に、明石市農業委員会会議規則第９条第２項に規定する議事録署名人ですが
７番　榎本　尚之　委員
８番　松井　謙介　委員
のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

―　議事録署名人に指名された２人の委員、了承する　―

山本議長：　それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が２件、報告が２件です。
はじめに「議案第３０号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山本議長：　今月は２件の申請がありました。
先日の小委員会で現地調査をしていますので、１番の土地から報告をお願いします。

池田委員：　はい、議長。

山本議長：　１２番　池田委員。

池田委員：　１２番池田が、１番の土地について報告します。
議案第３０号の１番の土地の位置は、現地調査図１ページの表示のとおり、明石北高校のグラウンド東行き止まりの少し先です。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農地等の集団規模が１０ヘクタール以上の区域にあることから第１種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調っており、先日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長：　次に２番の報告をお願いします。

山端委員：　はい、議長。

山本議長：　４番　山端委員。

山端委員：　４番山端が、２番の土地について報告します。
議案第３０号の２番の土地の位置は、現地調査図２ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、賃借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であって、５００メートル以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が二つ以上あることから第３種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調っており、先日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　　黙　―

山本議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

―「異議なし」の声あり―

山本議長：　異議なしと認めます。
よって、「議案第３０号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長：　次に「議案第３１号　農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山本議長：　明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員：　はい、議長。

山本議長：　〇〇番　〇〇委員。

〇〇委員：　もう一度教えてほしいのですが、中間管理機構が入って貸手が決まれば、中間管理機構が移転先を決めたらＯＫなのでしょうか。

事務局職員：　一旦、促進計画で解約すると中間管理機構が入って管理する。自身で新たな耕作者を探すということになります。

山本議長：　ゼロになる。白紙にする訳ですか。

事務局職員：　貸手ではなく、一旦中間管理機構に戻ります。

事務局職員：　解約の手続きを踏んで貸借権を〇〇さんから〇〇さんへ移転する。担い手が見つかっていない場合は一旦中間管理機構に移すということです。

山本議長：　継続するという形ですね。

〇〇委員：　はい、議長。

山本議長：　〇〇番　〇〇委員。

〇〇委員：　〇〇さんが元々の地主さんとは違う。そういうことですね。わかりました。

山本議長：　ほかにご意見・ご質問等ありませんか。

― 沈　　黙 ―

山本議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、異議なしと回答したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

―「異議なし」の声あり―

山本議長：　異議なしと認めます。
よって、「議案第３１号　農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長：　次に、報告に移ります。「報告第２６号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第２７号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上２件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山本議長：　ただ今、「報告第２６号」「報告第２７号」の２件の報告事項につき一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長：　以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第４回明石市農業委員会を閉会とします。

（午後２時３６分終了）

※　小委員会　　令和８年９月１８日（金）　午後２時００分～

・出席委員
山本会長　　石井職務代理者　　立花委員　　山端委員　　池田委員

・事務局
松浦事務局長　　岸本係長　　宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する

会　　長　　山　本　　建　樹

署　名　人　　榎　本　　尚　之

署　名　人　　松　井　　謙　介